

入札監理小委員会における審議の結果報告

法務省浦安総合センターの管理・運營業務

法務省所管の法務省浦安総合センターの管理・運營業務については、平成 21 年 4 月から 3 年間の契約期間として民間競争入札による事業を実施しているところ。契約期間終了後の平成 24 年 4 月からの事業については、5 年間の複数年契約により民間競争入札を実施する旨、公共サービス改革基本方針（別表）に定められている（2 期目）。

これに基づいて法務省浦安総合センターから提出された実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1 事業評価を踏まえた変更（実施要項 6 頁、別紙 4）

【論点】

平成 23 年 6 月の事業評価を踏まえ、下記の点につき必要な措置がとられたか。

- ①更なる業務の効率化や経費節減等の観点から、契約期間の見直しを含めて必要な検討が行われたか。
- ②実施要項において十分に情報開示が行われているか。

【対応】

- ①上記の観点から、契約期間を 3 年間から 5 年間に変更した。（実施要項 6 頁）
- ②従来の実施に要した経費を直近の 3 か年に改め業務ごとに開示した。（別紙 4）

2 業務の質の評価（実施要項 12 頁、別紙 2、別紙 3）

【論点】

- ①事業者の提案内容に係る評価について、基礎点と加点項目の比が 1 : 6 となっているが、業務内容に応じて適切に設定されているか。
- ②施設利用者の満足度を調査するアンケートについて、業務の履行を通じて民間事業者に求める質が的確に反映される内容となっているか。

【対応】

- ①比を 1 : 2.5 とし、価格競争の比重を高めた（実施要項 12 頁、別紙 3）
- ②民間事業者に求める質を的確に反映させ、また、質問の趣旨が回答者に伝わりやすくする観点から、アンケートの質問事項の表現を変更した。（別紙 2）